平成28年労第199号

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

### 理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

# 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による休業補償給付をしない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

## 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社(以下「会社」という。)に営業職の契約社員として採用され勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、B所在の会社資材部C工場(以下「事業場」という。)に異動となり、同年〇月頃からラインオペレーター業務に従事していた。

請求人によれば、事業場への異動、事業場内での度重なる業務変更、嫌がらせ 的扱い、無資格でのフォークリフト運転の強要、深夜シフトへの変更等により、 徐々にストレスが蓄積し、また、平成〇年〇月〇日、作業機械と台座の間に挟ま れ、骨盤を骨折するという業務災害に遭い、手術、入院を経た後、頭痛、めまい、 吐き気、動悸、息切れ、不眠、焦燥感等の症状が顕著に現れるようになったとい う。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「うつ病エピソード」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした(以下「前回処分」

という。)。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが棄却され、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した(平成27年労第434号。以下「前裁決」という。)。

今般、請求人は、前回処分と同じ理由で監督署長に平成〇年〇月〇日から平成 〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、既 に前回処分により不支給決定した精神障害に係る休業であるとして、これを支給 しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)本件再審査請求は、前裁決と請求期間を異にする後続請求と認められるところ、当審査会は、既に前採決において、請求人に発病した精神障害は業務上の 事由によるものとは認められないと判断しているところである。
- (2) 再審査請求代理人は、本件再審査請求においても、前裁決における主張と同 旨を述べるのみであり、上記判断を覆す新たな主張や資料の提出がない以上、 当審査会としても、同判断を変更すべき事情は認められない。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。